

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
16.01 1601.00 000	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	10%		(10%)		無税							KG
16.02 1602.10 000	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 均質調製品	25%		21.3%		無税						20.6%	KG
1602.20 010	動物の肝臓のもの 1 牛又は豚のもの	25%		21.3%		無税						19.5%	KG
091	2 その他のもの - 気密容器入りのもの	8%		6%	3%	無税		無税				5.8%	KG
099	- その他のもの												KG
1602.31 100	第01.05項の家きんのもの 七面鳥のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税							KG
290	(2)その他のもの 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの	8%		6%	3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
1602.32 100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税							KG
290	(2)その他のもの	8%		6%		無税						5.5%	KG
1602.39 100	その他のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税							KG
290	(2)その他のもの 豚のもの	8%		6%		無税	5.0%	無税	4.0%	5.0%	5.0%		KG
1602.41 011	もも肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) * [1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	(10%)				無税		1		2			KG
019	* [2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの			8.5%	(8.5%)								KG
090	2 その他のもの	25%		20%		無税							KG
1602.42	肩肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		1		2			

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
011	* [1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)									KG
019	* [2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)									KG
090	2 その他のもの	25%		20%		無税						附属書I第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 16%	KG
1602.49	100 その他のもの(混合物を含む。) 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税		KG
	2 その他のもの (1)ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		1		2			
210	* [1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額	(1,035円/kg)									KG
220	* [2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		8.5%	(8.5%)									KG
290	(2)その他のもの	25%		20%		無税						附属書I第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの 16%	KG
1602.50	牛のもの												
100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税		KG
	2 その他のもの (1)牛の臓器及び舌のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。) - その他のもの	25%		21.3%		無税							KG
210	- 単に水煮したもの			(50%)									KG
291	- - その他のもの												KG
292	- - - 気密容器入りのもの			21.3%									KG
299	- - - その他のもの			21.3%									KG
	(2)その他のもの A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの - 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)	25%		21.3%		無税							
310	- - 米を含むもの												KG
320	- - その他のもの												KG
	- - その他のもの												
331	- - - 米を含むもの			21.3%									KG
339	- - - その他のもの			21.3%									KG
	- - - その他のもの												
391	- - - - 気密容器入りのもの			21.3%									KG
399	- - - - その他のもの			21.3%									KG
	B その他のもの (a)単に水煮した後に乾燥したもの - 気密容器入りのもの	25%				無税							
410	- - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(38.3%)									KG
420	- - その他のもの			(50%)									KG
490	- - その他のもの			21.3%									KG
	(b)調味した後に乾燥したもの	10%				無税						附属書I第2節注釈1に定める関税割当数量以内のもの 9.0%	
510	- - 気密容器入りのもの												KG
520	- - 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの			(38.3%)									KG
	- - その他のもの			(50%)									KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
590 600	- その他のもの (c)コーンビーフ	25%		(10%) 21.3%		無税		附属書I第 2節注釈1 に定める 関税割当 数量以内 のもの 19.1%			14.9%		KG KG
700	(d) その他のもの イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限 る。)	25%		21.3%		無税		附属書I第 2節注釈1 に定める 関税割当 数量以内 のもの 19.1%					KG
810 890	ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれ もしていないものに限るものとし、野菜を含むも のを除く。)	45%				無税							KG KG
910	- 単に水煮したもの			(50%) 38.3%									KG
991 999	ハ その他のもの - 単に水煮したもの - その他のもの - - 気密容器入りのもの - - その他のもの	50%		(50%) (50%)		無税							KG KG
1602.90	その他のもの(動物の血の調製品を含む。)												
100	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮した ものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税		KG
210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有す るもの	25%		21.3%		無税							KG
290	(2) その他のもの	8%		6%	3%	無税							KG
16.03 1603.00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物 のエキス及びジュース												
010 090	1 肉のエキス及びジュース 2 その他のもの	12.8% 9.6%		12% (9.6%)	6% 6.4%	無税 無税	8.4%	無税	4.8%		5.6%		KG KG
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア 及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り 刻んだものを除く。)							無税					
1604.11	さけ	9.6%		(9.6%)		無税							
010 090	- 気密容器入りのもの以外のもの - その他のもの				7.2%				5.4%		6.3% 8.4%		KG KG
1604.12 000	にしん	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
1604.13	いわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
010 090	- 気密容器入りのもの - その他のもの												KG KG
1604.14	まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	9.6%		(9.6%)		無税							
010	- かつお(気密容器入りのものに限る。)				6.4% 7.2%						5.3%		KG
091	- その他のもの												
092	- - かつお節										6.0%		KG
099	- - まぐろ(気密容器入りのものに限る。)										8.0%		KG
1604.15 000	- - その他のもの										8.0%		KG
1604.16 000	さば	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
1604.19	かたくちいわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税			5.4%				
010	その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
020	- うなぎ												
090	- 節類												
1604.20	- その他のもの												
	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚												
	1 卵												
	(1)にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラ グラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	12.8%				無税							
	- にしん(クルペア属のもの)のもの			11%			9.6%						
011 012	- - 気密容器入りのもの - - その他のもの				9.6%				7.2% 8.3%		8.4% 10.0%		KG KG
	- たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のも の)のもの			9%									
013	- - 気密容器入りのもの												
014	- - その他のもの												
019	(2) その他のもの	6.4%		(6.4%)		無税	5.3%		4.3%		5.6%		KG
020	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税			5.4%				KG
1604.30	キャビア及びその代用物	6.4%		(6.4%)	4.8%	無税	5.3%		3.2%		4.2%		
010 090	- イクラ - その他のもの												KG KG
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保 存に適する処理をしたものに限る。)												
1605.10	かに												
010	1 気密容器入りのもの(くん製したものと除く。)	6.5%		5%		無税		無税					KG
	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							
021 029	- 米を含むもの - その他のもの							無税			6.0%		KG KG
1605.20	シュリンプ及びプローン												
	1くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に 冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税		無税					
011	- 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍し たもの								4.0%		2.1%		KG
019	- その他のもの								無税		無税		KG
021 029	2 その他のもの - 米を含むもの - その他のもの	6%		5.3%		無税							KG KG
1605.30	ロブスター								4.4%	無税	無税		KG KG

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)					単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	I	II
番号 H.S. code													
010	1 くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税				2.9%			KG
020	2 その他のもの	6%		5%		無税							KG
1605.40	その他の甲殻類 1えび							無税					
011	(1)くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税							KG
012	(2)その他のもの	6%		5%		無税						4.2%	KG
200	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税	8.4%		5.4%	6.5%	6.3%		KG
1605.90	その他のもの 1くん製したもの	9.6%		6.7%		無税							
110	- いか、帆立貝及び貝柱のもの							無税	4.5%				KG
190	- その他のもの				6.4%		5.6%	無税	4.3%			5.6%	KG
2 その他のもの													
	(1)いか及びくらげ - いか	15%		10.5%		無税							
	- - 気密容器入りのもの				9%								
212	- - - 米を含むもの												KG
213	- - - その他のもの												KG
	- - その他のもの												
214	- - - 米を含むもの												KG
219	- - - その他のもの								8.4%				KG
211	- くらげ			10%	8%		8.8%	無税	6.0%			7.0%	KG
220	(2)なまこ及びうに	12%		10%	8%	無税		無税				7.0%	KG
	(3)その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税		無税					
290	- あわび												気密容器入りのもの以外のもの 6%
295	- 帆立貝												KG
	- その他の軟体動物のもの											6.5%	6.0%
293	- - 気密容器入りのもの												KG
294	- - その他のもの								8.0%				KG
299	- その他のもの								8.4%		5.4%	6.3%	KG

- ・課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577

- ・課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの 4.3%
属書I第2部第1節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率)

・課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円

- ・課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるもの 4.3%